

# 児童生徒学習用端末（Chromebook）に関するQ & A

鎌ヶ谷市教育委員会

令和3年9月9日

端末の家庭への持ち帰りの実施に向けて、Q & Aを作成しましたので御確認ください。

Q 1：家庭で使用した際に、不具合が生じた場合にはどうしたらよいですか。

A 1：在籍する学校へ御連絡ください。なお、連絡の際は、故障の状況（いつ、どこで、何を、どうして、どうなった、端末番号、エラーメッセージ等）についてお伝えください。

Q 2：紛失、盗難にあった場合はどのようにすればよいですか。

A 2：紛失、盗難にあった場合には、すぐに学校へ報告してください。第三者にその端末の使用ができないように処置いたします。また、盗難届を警察に提出いただき、証明書の発行を受けるなどの手続きをとるようお願いいたします。

Q 3：端末が故障した場合や紛失については家庭で弁償となりますか。

A 3：故障した場合は基本的には保守の対象となりますので御家庭に御負担いただくこと

はありません。ただし、「故意」または「重大な過失」による破損や紛失など、状況が悪質な場合には弁償していただくこともあります。また、紛失については保守の対象外となりますので、御家庭での負担となります。管理については学校でも十分に指導して参りますが、御家庭におかれましても、お子様と管理方法について御確認いただければと思います。

Q 4：フィルタリング（アクセス制限）は設定されていますか。

A 4：学習用端末には、児童生徒が安心して使えるように不適切なサイトやアクセスを制限するフィルタリングを設定するなどセキュリティに関する対策を行います。現在、本格的な運用に向けての調整段階であるため、十分な設定がされていない場合があります。学校でも十分に指導して参りますが、ご家庭でもお子様とご確認ください。

Q 5：Youtubeは何でも閲覧することができますか。

A 5：Youtubeの閲覧できないように制限されています。ただし、今後の運用についてはこの限りではありません。

Q 6：活用において、SNSのように子ども同士が勝手にやりとりをするようなことはできますか。

A 6：現段階ではメールやチャットなどの機能については制限しています。共通のコメントをかくことができる機能をもつものとして、「Google Classroom」というものがあります。「Classroom」では、児童生徒同士でのやりとりはできず、コメントを投稿しても「Classroom」に入っている全員にメッセージが表示されます。なお、「Classroom」には担任教師以外にも複数の職員が入っており、投稿されたメッセージは確認できるようになっております。

Q 7 : 家庭外へ持ち出しをして活用することはできますか。

A 7 : 家庭以外で使用する場合には、紛失や破損のリスク等があるため、持ちださないよう、保護者の皆様からも注意喚起をお願いいたします。また、カメラ機能を使って撮影する場合には、著作権及び肖像権などが侵害されることがないように学校でも指導しておりますが、保護者の皆様にもおかれましてはお子様と御確認をお願いいたします。

Q 8 : パブリックネットワーク（公衆無線LANやホテルのネットワークなど、第三者が参加しているネットワーク）に接続して活用することはできますか。

A 8 : パブリックネットワークに接続しての活用については、運用元が不明な場合も多数あり、偽のWi-Fi に接続してしまった場合、通信内容の盗聴や、最悪アカウントを乗っ取られる可能性もあります。このことから、パブリックネットワークへの接続はしないようお願いいたします。

Q 9 : 学童で活用することはできますか。

A 9 : 小学校舎内に学童を設置している学童では、インターネット接続が可能な学童もありますが、学童での活用については、現在検討中です。決定次第、各学校より御連絡いたします。

Q 10 : USBメモリ等を持ち帰ってきた端末で使用してもよいですか。

A 10 : お子様普段扱う学習データについては、クラウド上で管理しております。したがって外部記憶媒体（USBメモリ等）を学習用端末に使用する必要がありません。したがって現時点での使用はお控えください。

Q 11 : 学習ではインターネットを使うとのことですが、児童生徒の学習履歴はインターネット上に残るのですか。

A 11 : 鎌ヶ谷市では、「Google 社の提供する『Google Workspace』」や「オンラインドリル」、「デジタル教科書」などインターネットを利用する学習を中心に行っております。それぞれクラウド型のツールとなっており、インターネット上に児童生徒の学習履歴が残るようになっております。鎌ヶ谷市でクラウドサービスを利用するツールについては、個人情報保護に関する国際認証規格等を取得しているものであり、個人情報に不当に侵害される可能性は極めて低いものとなっておりますので、安全に活用できます。なお、学習履歴にアクセスできるのは、本人と限られた指導者のみとなっております。

Q 12 : パソコン等の操作についてわからないことがあった場合はどうすればよいですか。

A 12 : 学習における端末の操作については、事前に学校で指導しておりますが、何か御不明な点がございましたら、学校にお問い合わせください。

Q 13 : 家庭ではどのようなルールを設定すればよいですか。

A 13 : 「Chromebookの持ち帰り 使い方ルール」をもとに、御家庭の中でもお子様と一緒に御検討ください。

Q 14 : 学習用端末はもらえるのですか。

A 14 : 鎌ヶ谷市教育委員会からの「貸与」となります。小学校卒業時、中学校卒業時、転出時等、の場合は学校に返却して下さい。